



日南海岸



飫肥城



海幸山幸



都井岬 野生馬



道の駅なんごう

地域のみなさまと共に

DISCLOSURE 2021

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

さて、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、経済にさらなる影響を与える事態になっています。当組合も地域経済に役立ち、組合経営の安定化を図るために様々な改革を断行しています。このような当組合の現況（令和2年度第39期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

宮崎県南部信用組合は、引き続き地域の皆様のお役にたてる金融機関を目指し、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

宮崎県南部信用組合 理事長 松本 健二



概況・組織

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和3年5月 有限責任外浦信用利用組合事業認可。
- 昭和8年5月 定款変更の認可を受け、保証責任外浦信用販売購買利用組合に改称。
- 昭和25年2月 産業組合法が廃止され、中小企業等協同組合法の規程により名称を外浦信用協同組合に変更。
事務所 南郷町大字潟上87の2。
地区 南郷町および市木村。
- 昭和42年12月 事務所を南郷町大字潟上170の29に移転。
- 昭和49年7月 名称を外浦信用組合に変更。
- 昭和51年6月 串間市市木に市木支店を設置。
- 昭和53年3月 事務所を南郷町大字中村乙8241-2に移転。
- 昭和57年4月 外浦、串間両信用組合合併。名称を宮崎県南部信用組合とする。
南郷町、串間市、日南市を営業地区とする。
- 昭和60年4月 日南市星倉に日南支店を設置。
- 平成2年9月 北郷町を営業地区に追加。
- 平成20年10月 ホームページ開設
- 平成20年11月 市木支店を廃止、本店へ統合
- 平成21年3月 日南市、南郷町、北郷町が合併し、新名称は日南市となり、同時に本店の住居表示が日南市南郷町中村乙8241-2に変更。
また、営業地区を日南市、串間市の二市に変更。
- 平成23年7月 ICキャッシュカード発行開始。
- 平成27年12月 優先出資発行。
- 平成29年6月 松本健二 理事長就任。
- 平成30年7月 営業エリアを日南市・串間市から宮崎県内全域に拡張。
- 令和元年5月 日南支店リニューアルオープン及び本部を日南支店2階に移転。
- 令和元年8月 本店・串間支店の隔日営業開始。
- 令和元年9月 全店窓口営業時間を15時から16時まで延長。
- 令和3年1月 日南支店を新本店とし、旧本店を南郷出張所、串間支店を串間出張所に名称変更。



事業方針

■基本方針 地域の発展に奉仕します

- ①法令等遵守態勢の推進
- ②顧客保護等管理態勢の推進
- ③リスク管理態勢の強化
- ④自己資本管理態勢の推進
- ⑤経営基盤の強化と健全経営の確保
- ⑥内部管理態勢の強化
- ⑦金融円滑化管理態勢の整備・確立
- ⑧「まち・ひと・しごと創生基本方針」に基づく地方創生の推進

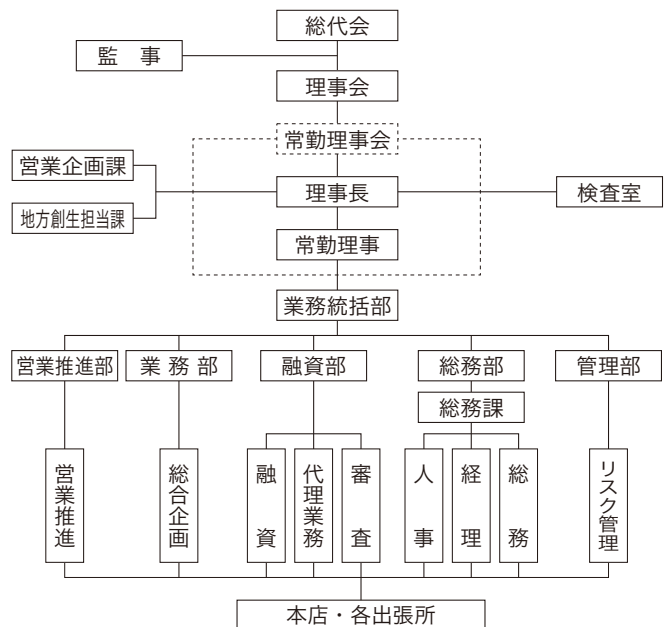
■経営方針 堅実経営に徹します

- ①協同組合理念のもと、法令等を遵守し、健全経営に徹することを基本とし、経営事業活動に真摯に取り組んでまいります。
- ②良質な貸出、預金、サービス等を提供してまいります。
- ③経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ってまいります。

（当組合の経営姿勢と考え方）

信用組合は、中小事業者、生活者の金融の円滑化を使命としていますが、その役割は不変であり、さらに今後は、地域再生をかけた創業・再生支援等に対する役割を最重要視してまいります。

事業の組織



役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）（令和3年6月30日現在）

理事長／松本健二（※） 理事／本木下良治（※）
 常勤理事／幡谷智之（※） 監事／内村芳成
 常勤理事／平原幸一 監事／中村省吾
 理事／黒木新一（※） 員外監事／川崎守
 理事／吉田美代子（※）

（注）当組合は、職員出身者以外の理事5名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移（単位：人）

区分	令和元年度末	令和2年度末
個人	4,692	4,644
法人	219	228
合計	4,911	4,872

令和2年度 経営環境・事業概況

当組合の主要営業区域である日南・串間エリアにおいては、少子高齢化による人口減少が続いており、地域経済は依然として厳しい環境が続いております。加えて令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、日南・串間エリアにおける感染者の発生こそ比較的小規模に留まっておりますが、経済活動の大幅な制限により取引先企業も観光・飲食・小売業を中心に大きな影響を受けた1年となりました。これに伴い、当組合におきましても無担保・無保証融資など政府の支援策に沿った対応のほか、条件変更など取引先の状況に応じた対応を行ってまいりました。

さて当組合は、令和2年度より財務面での黒字転換と収益の安定化を図るべく、融資の増強とコスト構造の見直しを主軸とした改善策に計画性をもって取り組んでまいりました。

まず、施策面の取組みとして令和3年1月に店舗政策の見直しを実施いたしました。令和元年5月にリニューアルのうえ本部機能を移転した日南支店（日南市吾田）を新たな本店とし、同店を母店化することにより、業務効率化（コストの削減、職員配置の見直し）のほか融資業務の更なる強化を図ることとしました。なお、これに伴い旧本店（日南市南郷町）は南郷出張所に、旧串間

支店（串間市）は串間出張所にそれぞれ名称変更を行いました。

業績面においては、貸出金残高は、平成30年7月に営業エリアを宮崎県全域に拡大したことなどが寄与し、58億2千万円と前年度末比2億6千万円の増加となったものの、利回りの高い貸出商品の返済が進んだこともあり貸出金利息収入は減少となりました。一方で手数料収入の増加や経費の削減、信用コストの減少により、当期純利益は▲2百万円となり前年度比で改善が図られたものの、僅かに黒字とはなりません。なお、不良債権比率については引き続き改善が図られ0.79%と低い水準で推移しているほか、自己資本比率につきましては貸出金の増加に伴い5.98%となりましたが、健全な水準を維持しております。

当組合の強みは「人との繋がり」を通じた小回りの効きめ細かな金融サービスにあると考えております。今後はこの強みを活かしながら取引先への金融支援を拡充していくほか、行政との連携機会を増やす等、地域支援活動を通じ地元経済の活性化・課題解決に積極的に取り組んでまいります。組合員の皆様方にはより一層のご協力を宜しくお願い申し上げます。

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員4,872人（令和3年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる役割を担っています。

■総代の選出方法、任期、定数等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出させます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区毎に自ら立候補した方もしくは地区内の組合員から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代立候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その立候補者を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を営業店単位に3つに分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は110人以内と定め、地区別の定数は、地区の組合員と総組合員数の按分比により算出しております。（令和3年3月31日現在の組合員総数は4,872人）。



ジャカラングの花と日南海岸

■総代会の決議事項等の議事概要

第40期通常総代会が、令和3年6月24日（木）午後2時00分より、日南市南郷町ホテル丸万で開催されました。

当日は、総代定数110名のうち、出席104名（うち、出席13名、委任状出席9名、書面議決者82名）のもと、全議案が可決・承認されました。



●報告事項

第39期事業報告の件

●決議事項

- 第1号議案 第39期計算書類承認の件
- 第2号議案 第39期損失処理案承認の件
- 第3号議案 第40期事業計画及び収支予算案承認の件
- 第4号議案 理事及び監事の報酬総額決定の件
- 第5号議案 定款一部変更の件

■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

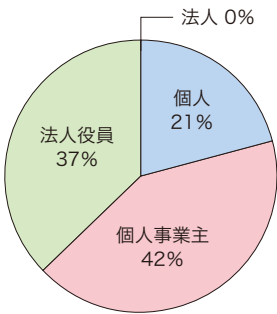
(令和3年6月30日現在)

選挙区	総代定数	総代氏名（敬称略、順不同）														
南郷	49名	阿部 洋二⑤	岩下かよ子④	河野 和文⑤	阪元 忠敏⑦	福井 忠敏⑤	矢越 祥一⑧	山下 清春⑦	安藤 勝弥◆	河野 賢二⑥	永倉 勲④	福山 良平⑥	安竹 博⑦	吉倉 隆一⑥	山口 正信③	
		岩満ひとみ④	河野 憲二⑤	高橋 三二⑥	藤浦 弘⑥	山内 良子④	東 修③	舟井 明③	池田 義次⑧	川野 好幸⑤	竹本 政憲⑤	橋本きい子⑦	山口 直嗣⑨	米倉 廣敏⑧	神前 信正⑧	
		桑山 弘昭⑥	田中 恵山④	松浦 重文④	渡辺 浩希⑥	川崎 勝宜◆	斉藤 齊⑥	谷端 恒生⑥	平木 俊一⑦	松田謙一郎⑧	山倉 定雄⑥	市元 由孝⑧	坂元 謙一⑧	塚本 又義⑦	福井 清水⑦	
		森本 克久⑧	山下 秀則◆	時任 昭夫②	細田 尚子②	工藤 義信②										
申間	32名	加藤 裕久⑨	代口 修⑨	土居 亨⑤	松下 富男⑧	川田 好弘◆	松本 英敏◆	石上 昭夫⑦	喜多 祥一④	森 健一郎⑤	金川 正美⑨	立本 昌富◆	西谷 辰盛◆	柳田 憲治⑧	江藤穂奈美⑤	
		黒木 茂樹◆	田中 安孝◆	吉田 巧⑤	江藤 亮一⑥	谷口 共一◆	豊饒 彰彦⑤	海江田 暁⑤	世良田義人⑨	津路 博樹◆	本田 正平⑨	荒川 公生②	川崎源太郎②	北村 正幸②	税田 義己②	
		立本 稔②	迫田幸四郎②	西村 武史②	山下 義久②											
日南	29名	池田 徳浩⑧	中津 良光⑥	河野 典康③	石元 厚⑧	入中 英雄③	深水 洋史⑨	坂元まゆみ③	安藤 章吾③	坂本嘉平次⑦	星野 隆幸⑨	長友 則士③	鬼下 二男⑧	谷脇 逸郎◆	村田 實生⑧	
		武藤 卓史③	金丸 正一⑤	河野東一郎⑨	井上 勝吉③	山下 貴司③	木下 匡巨◆	中津憲太郎④	由地 正男⑧	黒木まゆみ②	田中 宏明②	南壽 敏郎②	谷 啓一郎②	福永 博②	本田 清大②	
		築瀬 敦②														
		合計	総代定数 110名										総代数 108名			

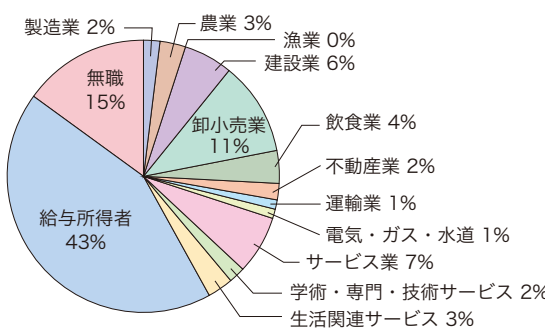
②1. 氏名・会社名の後に就任回数を記載しております。
2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております

■総代の属性別構成比

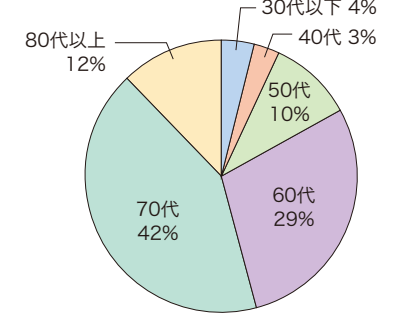
●職業別



●業種別 ※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。



●年代別



■総代との意見交換会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、令和3年6月24日当組合役職員と総代との意見交換会を開催する予定にしておりましたが、新型コロナウイルス対策として中止とさせていただきました。

■組員・総代からの主な意見・要望

●利用者満足度アンケート

- ◎隔日休業日に来店してしまう。
- ◎毎日営業してほしい。
- ◎借入申込書が多いので簡素化してほしい。
- ◎インターネットバンキングを導入してほしい。

●苦情・要望等

令和2年度は苦情・要望等についてのお問い合わせはありませんでした。

経 理 ・ 経 営 内 容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和元年度	令和2年度
現 金	270,479	309,916
預 け 金	4,055,484	6,450,241
買 入 手 形	-	-
コ ー ル ロ ー ン	-	-
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
商 品 国 債	-	-
商 品 地 方 債	-	-
商 品 政 府 保 証 債	-	-
その他の商品有価証券	-	-
有 価 証 券	84,660	134,879
国 債	-	-
地 方 債	-	-
短 期 社 債	-	-
社 債	-	50,309
株 式	24,450	24,450
そ の 他 の 証 券	60,210	64,120
貸 出 金	5,561,787	5,820,144
割 引 手 形	-	-
手 形 貸 付	181,530	58,550
証 書 貸 付	5,088,682	5,525,002
当 座 貸 越	291,574	236,591
外 国 為 替	-	-
外 国 他 店 預 け	-	-
外 国 他 店 貸	-	-
買 入 外 国 為 替	-	-
取 立 外 国 為 替	-	-
そ の 他 資 産	84,067	76,216
未 決 済 為 替 貸	516	536
全 信 組 連 出 資 金	44,100	44,100
前 払 費 用	3,067	3,011
未 収 収 益	13,369	12,588
先物取引差入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
保管有価証券等	-	-
金融派生商品	-	-
金融商品等差入担保金	-	-
リース投資資産	-	-
そ の 他 の 資 産	23,014	15,980
有 形 固 定 資 産	203,312	196,869
建 物	119,494	116,102
土 地	73,801	73,801
リ ー ス 資 産	-	-
建 設 仮 勘 定	-	-
その他の有形固定資産	10,015	6,965
無 形 固 定 資 産	1,631	1,631
ソ フ ト ウ ェ ア	-	-
の れ ん	-	-
リ ー ス 資 産	-	-
その他の無形固定資産	1,631	1,631
前 払 年 金 費 用	-	-
繰 延 税 金 資 産	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債 務 保 証 見 返	5,904	4,837
貸 倒 引 当 金	△ 16,847	△ 14,511
(うち個別貸倒引当金)	△ 13,120	△ 12,073
資 産 の 部 合 計	10,250,479	12,980,225

科 目 (負債の部)	金 額	
	令和元年度	令和2年度
預 金 積 金	8,773,250	9,821,139
当 座 預 金	15,224	7,547
普 通 預 金	2,921,829	3,591,224
貯 蓄 預 金	2,012	4,273
通 知 預 金	-	50,000
定 期 預 金	5,398,263	5,744,492
定 期 積 金	426,253	415,064
そ の 他 の 預 金	9,665	8,538
譲 渡 性 預 金	-	-
借 入 金	1,070,400	2,763,360
借 入 金	-	-
当 座 借 越	1,070,400	2,763,360
再 割 引 手 形	-	-
売 渡 手 形	-	-
コ ー ル マ ネ ー	-	-
売 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマーシャル・ペーパー	-	-
外 国 為 替	-	-
外 国 他 店 預 り	-	-
外 国 他 店 借	-	-
売 外 国 為 替	-	-
未 払 外 国 為 替	-	-
そ の 他 負 債	14,609	10,881
未 決 済 為 替 借	1,792	914
未 払 費 用	4,950	4,769
給 付 補 填 備 金	312	364
未 払 法 人 税 等	491	484
前 受 収 益	3,019	1,814
払 戻 未 済 金	3,314	1,973
職 員 預 り 金	-	-
先物取引受入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
借 入 商 品 債 券	-	-
借 入 有 価 証 券	-	-
売 付 商 品 債 券	-	-
売 付 債 券	-	-
金 融 派 生 商 品	-	-
金融商品等受入担保金	-	-
リ ー ス 債 務	-	-
資 産 除 去 債 務	-	-
そ の 他 の 負 債	728	561
賞 与 引 当 金	1,700	1,500
役 員 賞 与 引 当 金	-	-
退 職 給 付 引 当 金	49,674	43,882
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	-
特 別 法 上 の 引 当 金	-	-
金融商品取引責任準備金	-	-
繰 延 税 金 負 債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-
債 務 保 証	5,904	4,837
負 債 の 部 合 計	9,915,538	12,645,601
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	219,283	221,462
普 通 出 資 金	119,283	121,462
優 先 出 資 金	100,000	100,000
そ の 他 の 出 資 金	-	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-
資 本 剰 余 金	100,000	100,000
資 本 準 備 金	100,000	100,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
利 益 剰 余 金	15,658	13,161
利 益 準 備 金	18,568	15,658
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,910	△ 2,496
特 別 積 立 金	-	-
(うち特別積立金)	-	-
当 期 未 処 分 剰 余 金 (又は当期末処理損失金)	△ 2,910	△ 2,496
自 己 優 先 出 資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
組 合 員 勘 定 合 計	334,941	334,623
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	-	-
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	-	-
純 資 産 の 部 合 計	334,941	334,623
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	10,250,479	12,980,225

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することがきわめて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年	その他	3年～20年
-----	---------	-----	--------
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
8. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によって行っております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 13百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 299百万円
13. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は16百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は0百万円であります。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は29百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、

債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

16. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46百万円であります。
 なお、14.から16.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。
18. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	2,700百万円
担保資産に対応する債務		2,700百万円

 上記のほか為替取引等のために預け金130百万円を担保として提供しております。
19. 出資1口当りの純資産額 1,128円91銭
20. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務、及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、貸出審査規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか本部担当部署により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、NBAシステムによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理規程等により管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会またはALM委員会で決定されたリスク管理の方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、リスク管理委員会では、事前審査、投資限度額の設定のほか、担当部署によるNBAシステム等によって継続的なモニタリングを行い、価格変動リスクの軽減を図っており、これらの情報は定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融

負債をそれぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は148百万円減少するものと把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、リスク管理委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 ⁽¹⁾	6,450	6,466	16
(2) 有価証券 ⁽²⁾	134		
満期保有目的の債券	110	110	-
その他有価証券	24	24	-
(3) 貸出金 ⁽¹⁾	5,820		
貸倒引当金 ⁽²⁾	▲15		
	5,805	6,195	390
金融資産計	12,389	12,795	406
(1) 預金積金 ⁽¹⁾	9,821	9,826	5
(2) 借入金	2,763	2,764	1
金融負債計	12,584	12,590	6

(※1) 預け金、貸出金、および預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の

金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	24
合 計	24

*非上場株式については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

22. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円
社 債	50百万円	50百万円	0百万円
そ の 他	-百万円	-百万円	-百万円
小 計	50百万円	50百万円	0百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円
社 債	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	60百万円	60百万円	0百万円
小 計	60百万円	60百万円	0百万円
合 計	110百万円	110百万円	0百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	24百万円	24百万円	-百万円
債 券	-百万円	-百万円	-百万円
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
社 債	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	-百万円	-百万円	-百万円
小 計	24百万円	24百万円	-百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	-百万円	-百万円	-百万円
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	-百万円	-百万円	-百万円
小 計	-百万円	-百万円	-百万円
合 計	-百万円	-百万円	-百万円

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

24. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

25. 当事業年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。

26. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
国 債	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	60百万円	50百万円	-百万円	-百万円
合 計	60百万円	50百万円	-百万円	-百万円

損益計算書

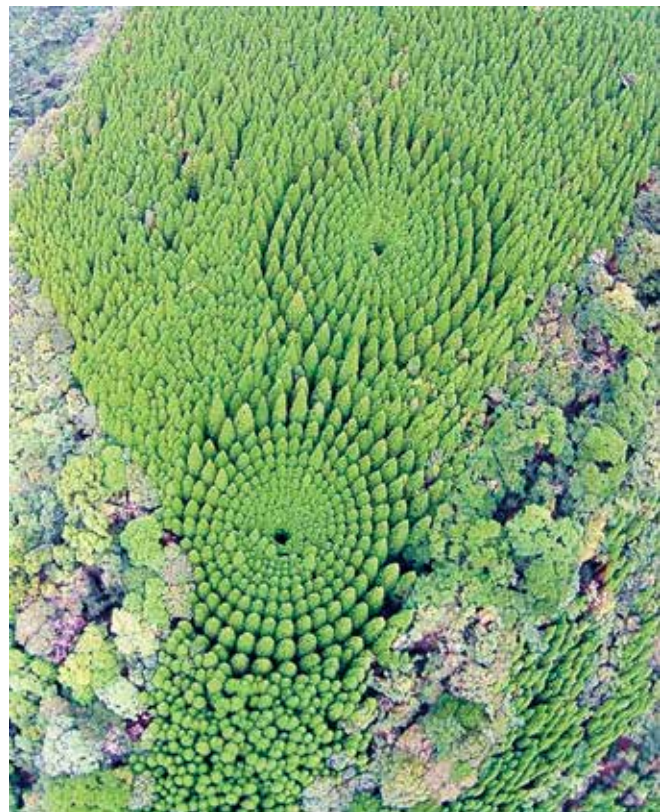
(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
経常収益	202,527	184,994
資金運用収益	166,450	162,727
貸出金利息	159,544	153,872
預け金利息	4,610	5,768
買入手形利息	-	-
コールローン利息	-	-
買現先利息	-	-
債券貸借取引受入利息	-	-
有価証券利息配当金	845	1,116
金利スワップ受入利息	-	-
その他の受入利息	1,448	1,969
役務取引等収益	12,331	13,117
受入為替手数料	2,738	2,685
その他の役務収益	9,593	10,431
その他業務収益	5,249	3,877
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	5,249	3,877
その他経常収益	18,497	5,271
貸倒引当金戻入益	17,391	2,336
償却債権取立益	1,102	2,933
株式等売却益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
その他の経常収益	3	-
経常費用	204,552	186,604
資金調達費用	3,137	3,586
預金利息	2,660	2,115
給付補填備金繰入額	153	166
譲渡性預金利息	-	-
借用金利息	60	-
売渡手形利息	-	-
コールマネー利息	-	-
売現先利息	-	-
債券貸借取引支払利息	-	-
コマース・ペーパー利息	-	-
金利スワップ支払利息	-	-
その他の支払利息	264	1,304
役務取引等費用	41,686	40,508
支払為替手数料	1,816	1,680
その他の役務費用	39,870	38,828
その他業務費用	35	-
外国為替売買損	-	-
商品有価証券売買損	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
国債等債券償却	-	-
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	35	-
経費用	159,676	142,431
人件費	91,331	81,036
物件費	66,776	59,804
税金	1,568	1,589
その他経常費用	16	77
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	-	-
株式等売却損	-	-
株式等償却	-	-
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	16	77
経常利益(又は経常損失)	△ 2,024	△ 1,609

科目	令和元年度	令和2年度
特別利益	8	1
固定資産処分益	-	-
負ののれん発生益	-	-
金融商品取引責任準備金取崩額	-	-
その他の特別利益	8	1
特別損失	0	0
固定資産処分損	-	-
減損損失	-	-
金融商品取引責任準備金繰入額	-	-
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	△ 2,015	△ 1,607
法人税、住民税及び事業税	894	888
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	894	888
当期純利益(又は当期純損失)	△ 2,910	△ 2,496
繰越金(当期首残高)	-	-
目的積立金取崩額	-	-
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△ 2,910	△ 2,496

(注)1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純損失は20円56銭



餌肥杉ミステリーサークル

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	△ 2,910	△ 2,496
積立金取崩額	2,910	2,496
剰余金処分額	0	0
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	-	-
	(年0.00%の割合)	(年0.00%の割合)
優先出資に対する配当金	-	-
	(年0.00%の割合)	(年0.00%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	-	-
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特別積立金	-	-
うち目的積立金	-	-
繰越金(当期末残高)	0	0

粗利益

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	166,450	162,727
資金調達費用	3,137	3,586
資金運用収支	163,312	159,141
役員取引等収益	12,331	13,117
役員取引等費用	41,686	40,508
役員取引等収支	△ 29,355	△ 27,390
その他業務収益	5,249	3,877
その他業務費用	35	-
その他業務収支	5,213	3,877
業務粗利益	139,171	135,627
業務粗利益率	1.45%	1.17%
業務純益	△ 20,505	△ 6,803
実質業務純益	△ 20,505	△ 6,803
コア業務純益	△ 20,505	△ 6,803

- ① 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 ② 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 ③ 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 ④ コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
人件費	91,331	81,036
報酬給料手当	71,208	64,649
退職給付費用	9,167	7,869
その他	10,954	8,518
物件費	66,776	59,804
事務費	39,907	34,353
固定資産費	9,944	11,004
事業費	5,349	3,335
人事厚生費	943	790
有形固定資産償却	7,587	7,430
無形固定資産償却	-	-
その他	3,043	2,889
税金	1,568	1,589
経費合計	159,676	142,431

役員取引の状況

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
役員取引等収益	12,331	13,117
受入為替手数料	2,738	2,685
その他の受入手数料	9,593	10,431
その他の役員取引等収益	-	-
役員取引等費用	41,686	40,508
支払為替手数料	1,816	1,680
その他の支払手数料	28,195	26,925
その他の役員取引等収益	11,674	11,902

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	3,276	△ 3,723
支払利息の増減	△ 129	449

業務純益

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
業務純益	△ 20,505	△ 6,803

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	183,320	257,368	182,430	202,527	184,994
経常利益	△ 39,966	3,624	△ 22,547	△ 2,024	△ 1,609
当期純利益	△ 40,754	2,684	△ 23,395	△ 2,910	△ 2,496
預金積金残高	9,220,026	8,849,860	9,283,726	8,773,250	9,821,139
貸出金残高	4,785,007	4,938,229	5,131,781	5,561,787	5,820,144
有価証券残高	224,580	24,580	24,450	84,660	134,879
総資産額	9,941,187	9,878,113	10,191,669	10,250,479	12,980,225
純資産額	357,335	361,665	337,111	334,941	334,623
自己資本比率(単体)	7.73 %	7.36 %	6.57 %	6.56 %	5.98 %
出資総額	216,201	217,846	218,543	219,283	221,462
出資総口数	116,201 □	117,846 □	118,543 □	119,283 □	121,462 □
出資に対する配当金	-	235	-	-	-
職員数	17 人	18 人	18 人	16 人	17 人

- ① 残高計数は期末日現在のものです。
 ② 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	334,941	334,623
うち、出資金及び資本剰余金の額	319,283	321,462
うち、利益剰余金の額	15,658	13,161
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,727	2,437
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,727	2,437
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	338,668	337,061
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ) (ハ))	338,668	337,061
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	4,890,600	5,362,170
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	268,516	267,829
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	5,159,116	5,630,000
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	6.56%	5.98%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	元年度	9,597 ^{百万円}	166,450 ^{千円}	1.73%	
	2年度	11,575	162,727	1.40	
	うち貸出金	元年度	5,305	159,544	3.00
		2年度	5,631	153,872	2.73
	うち預け金	元年度	4,184	4,610	0.11
		2年度	5,790	5,768	0.09
	うち有価証券	元年度	63	845	1.33
		2年度	109	1,116	1.01
	資金調達勘定	元年度	9,703	3,137	0.03
		2年度	11,688	3,586	0.03
うち預金積金		元年度	9,265	2,813	0.03
		2年度	9,500	2,282	0.02
うち譲渡性預金		元年度	—	—	—
		2年度	—	—	—
うち借入金	元年度	437	60	0.01	
	2年度	2,187	—	—	

注1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（元年度16百万円、2年度22百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	△ 0.02	△ 0.01
総資産当期純利益率	△ 0.02	△ 0.02

注) 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回(a)	1.73	1.40
資金調達原価率(b)	1.67	1.24
総資金利鞘(a - b)	0.06	0.16

有価証券の時価等情報

該当事項なし

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	24	24
合計	24	24

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区分	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	50	50	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	50	50	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	60	59	0	60	60	0
	小計	60	59	0	60	60	0
合計	60	59	0	110	110	0	

注1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	24	24	－	24	24	－
	債 券	－	－	－	－	－	－
	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－	－
小 計	24	24	－	24	24	－	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	－	－	－	－	－	－
	債 券	－	－	－	－	－	－
	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－	－	－
小 計	－	－	－	－	－	－	
合 計		24	24	－	24	24	－

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

運用目的の金銭の信託

(単位：千円)

令和元年度		令和2年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
－	－	－	－

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
外国為替売買益	－	－
商品有価証券売買益	－	－
国債等債券売却益	－	－
国債等債券償還益	－	－
金融派生商品収益	－	－
その他の業務収益	5,249	3,877
その他業務収益合計	5,249	3,877

預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
預 貸 率	(期 末)	63.39
	(期 中 平 均)	57.26
預 証 率	(期 末)	0.96
	(期 中 平 均)	0.68

- (注) 1. 預貸率 = 貸出金 / 預金積金 + 譲渡性預金 × 100
 2. 預証率 = 有価証券 / 預金積金 + 譲渡性預金 × 100

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
1店舗当りの預金残高	2,924,416	3,273,713
1店舗当りの貸出金残高	1,853,929	1,940,048

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
職員1人当りの預金残高	548,328	577,714
職員1人当りの貸出金残高	347,611	342,361

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	3,071,834	33.2	3,610,573	38.0
定期性預金	6,193,353	66.8	5,889,974	62.0
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	9,265,187	100.0	9,500,547	100.0

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
財形貯蓄残高	—	—

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	6,833,693	77.9	7,056,560	71.9
法人	1,939,556	22.1	2,764,579	28.1
一般法人	1,239,321	14.1	1,577,837	16.1
金融機関	2,026	0.0	52,766	0.5
公 金	698,209	8.0	1,133,976	11.5
合 計	8,773,250	100.0	9,821,139	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利定期預金	5,275,812	5,600,822
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	122,450	143,670
合 計	5,398,263	5,744,492

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	209,919	2.0	155,314	2.8
証書貸付	4,795,228	91.9	5,220,867	92.7
当座貸越	300,230	6.1	254,889	4.5
合 計	5,305,378	100.0	5,631,071	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —
地方債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	— —	— —
短期社債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	50,309 —	— —
株 式	令和元年度末 令和2年度末	24,450 24,450	— —	— —	— —
外国証券	令和元年度末 令和2年度末	— —	60,210 60,120	— —	— —
その他の証券	令和元年度末 令和2年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	令和元年度末 令和2年度末	24,450 24,450	60,210 60,210	— 50,309	— —

有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	—	—	25,098	22.9
株 式	24,450	38.5	24,450	22.2
外国証券	39,027	61.5	60,209	54.9
その他の証券	—	—	—	—
合 計	63,477	100.0	109,758	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金 積 金	令和元年度	90,623	1.6	—
	令和2年度	83,139	1.4	—
有 価 証 券	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
動 産	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
不 動 産	令和元年度	2,575,266	46.3	—
	令和2年度	2,981,431	51.2	—
そ の 他	令和元年度	—	—	—
	令和2年度	—	—	—
小 計	令和元年度	2,665,890	48.0	—
	令和2年度	3,064,571	52.7	—
信用保証協会・信用保険	令和元年度	89,330	1.6	4,844
	令和2年度	149,926	2.6	4,653
保 証	令和元年度	2,068,390	37.2	1,060
	令和2年度	1,962,275	33.7	454
信 用	令和元年度	738,176	13.3	—
	令和2年度	643,371	11.1	—
合 計	令和元年度	5,561,787	100.0	5,904
	令和2年度	5,820,144	100.0	5,107

資金運用

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
固定金利貸出	2,225,902	2,040,474
変動金利貸出	3,335,885	3,779,670
合 計	5,561,787	5,820,144

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,263,397	44.3	1,018,577	38.3
住宅ローン	1,587,946	55.7	1,639,743	61.7
合 計	2,851,343	100.0	2,658,320	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	2,197,462	39.5	2,023,858	34.8
設 備 資 金	3,364,325	60.5	3,796,285	65.2
合 計	5,561,787	100.0	5,820,144	100.0

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和元年度末	令和2年度末
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和元年度末		令和2年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	224,884	4.0	207,635	3.6
農 業、林 業	53,024	1.0	49,447	0.8
漁 業	25,014	0.4	18,429	0.3
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	82,007	1.5	74,910	1.3
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	572,267	10.3	782,608	13.4
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	566	0.0	—	—
卸 売 業、小 売 業	250,762	4.5	258,683	4.4
金 融 業、保 険 業	1,202	0.0	44,698	0.8
不 動 産 業	565,274	10.2	691,604	11.9
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	3,000	0.1	—	—
飲 食 業	53,314	1.0	97,430	1.7
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	115,819	2.1	123,599	2.1
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、福 祉	78,660	1.4	96,965	1.7
そ の 他 の サ ー ビ ス	128,192	2.3	117,529	2.0
そ の 他 の 産 業	11,236	0.2	—	—
小 計	2,165,227	38.9	2,563,540	44.0
国・地 方 公 共 団 体 等	545,217	9.8	464,397	8.0
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	2,851,343	51.3	2,792,205	48.0
合 計	5,561,787	100.0	5,820,144	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和元年度末		令和2年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	3,727	△ 6,870	2,437	△ 1,290
個別貸倒引当金	13,120	△ 10,520	12,073	△ 1,046
合 計	16,847	△ 17,391	14,511	△ 2,336

(注) 当組は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。



サンメッセ日南

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	17,862	4,742	13,120	17,862	100.0	100.0
	令和2年度	16,815	1,742	12,073	13,815	82.2	80.1
危険債権	令和元年度	0	0	0	0	0.0	0.0
	令和2年度	0	0	0	0	0.0	0.0
要管理債権	令和元年度	33,600	13,358	196	13,554	40.3	1.0
	令和2年度	31,562	12,406	184	12,590	39.9	1.0
不良債権計	令和元年度	51,463	18,100	13,317	31,417	61.0	39.9
	令和2年度	48,377	14,148	12,257	26,405	54.6	35.8
正常債権	令和元年度	5,524,674					
	令和2年度	5,783,779					
合 計	令和元年度	5,576,137					
	令和2年度	5,832,156					

- ① 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ② 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ③ 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- ④ 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- ⑤ 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- ⑥ 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- ⑦ 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：千円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)
破綻先債権	令和元年度	17,862	4,742	13,120	100.0
	令和2年度	16,815	1,742	12,073	82.2
延滞債権	令和元年度	0	0	0	0.0
	令和2年度	0	0	0	0.0
3か月以上延滞債権	令和元年度	33,600	13,358	196	40.3
	令和2年度	31,562	12,406	184	39.9
貸出条件緩和債権	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
合 計	令和元年度	51,463	18,100	13,317	61.0
	令和2年度	48,377	14,148	12,257	54.6

- ① 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- ② 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- ③ 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
- ④ 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
- ⑤ 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- ⑥ 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- ⑦ 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- ⑧ これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。



都井岬火祭り

法令遵守の体制

■法令遵守体制

「コンプライアンス」（法令等遵守）とは、金融機関の役職員として、その社会的責任と公共的使命を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」に基づきコンプライアンス統括部署を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布するとともに、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

さらに、全役職員に金融コンプライアンス・オフィサー2級認定資格、金融個人情報保護オフィサー認定資格取得を奨励するなど、法令等遵守の重要性の認識及びレベルアップを図りながら、体制の確立を目指しております。

報酬体系について

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」のみとなっております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬	9,408

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は3名です（期中に退任した理事3名、監事1名・就任した理事1名、監事1名）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」となっております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受け取る者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員（非常勤役員を除く）に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または管理部^(※1)にお申し出ください。

【宮崎県南部信用組合管理部】

電 話：0987-27-3005^(※1)

受 付 日：月曜日～金曜日

（祝日及び組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください^(※2)。

ホームページアドレス：<http://www.m-nanbu.shinkumi.jp/>^(※2)

■紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

福岡県弁護士会 紛争解決センター

・天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

・北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

・久留米センター（電話：0942-30-0144）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください^(※1)。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等に照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日

（祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

リスク管理体制 一定性的事項

■自己資本調達手段の概要

発行主体	宮崎県南部信用組合	宮崎県南部信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的 永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	121百万円	200百万円
償還期限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

(注) 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等より構成されております。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保てる水準にあると評価しております。

■信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。
管理体制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役職員に理解と遵守を促すことにより信用リスクの管理を徹底しております。
評価・計測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、大口与信先等の管理など様々な角度から分析を行っております。

●貸倒引当金の計算基準

個別貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスクウェイトの判定に使用している内外の適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。

- ①株式会社日本格付研究所（JCR）
- ②S&Pグローバル・レーティング（S&P）

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、一般保証などが該当します。当組合では、融資案件に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

■オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、または外生的事象に起因することから当組合が損失を被るリスク」としております。
管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対して管理体制や管理方法に関する基本方針を定めております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測については基礎的手法を採用することとし、体制を整備しております。また、これらのリスクについてはリスク管理委員会において協議・検討を行っております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合では基礎的手法を採用しております。

■協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	時価評価にかかる損失等のリスクであり、当組合では出資金等が該当します。
管理体制	当組合が保有する出資金等につきましては当組合が定める余裕は金運用規程などに基づいた適正な運用を行っており、その状況については適宜経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表や運用報告を基に評価するとともに自己査定における時価評価を行っております。なお、当該取引に係る会計処理については当組合有価証券運用基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合では定期的な評価・計測を行い、リスク管理委員会でストレステスト等により、適宜、対応を講じる体制としております。
評価・計測	当組合では、NBAシステムを採用し、金利リスクを算出しております。

●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

(単位：百万円)

- (1) ΔEVEについては、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。
- (2) コア預金については、流動性預金額の50%相当額とし、期間を0～5年に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
(金融庁が定める保守的な前提)
- (3) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- (4) ΔEVEの集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。

- 註1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	148	98	19	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	8
3	スティープ化	97	93		
4	フラット化	0			
5	短期金利上昇	25			
6	短期金利低下	0			
7	最大値	148	98	19	8
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	337		338	

リスク管理体制 一定量的事項

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実の状況P.10をご参照ください

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	4,890	196	5,362	214
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	4,885	195	5,358	214
(i) ソブリン向け	8	0	5	0
(ii) 金融機関向け	623	25	763	31
(iii) 法人等向け	878	35	1,122	45
(iv) 中小企業等・個人向け	861	34	809	32
(v) 抵当権付住宅ローン	131	5	131	5
(vi) 不動産取得等事業向け	521	21	622	25
(vii) 三月以上延滞等	24	1	17	0
(viii) 出資等	24	1	24	1
出資等のエクスポージャー	24	1	24	1
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	59	2	59	2
(xi) その他	1,751	70	1,801	72
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式				
マンドート方式				
蓋然性方式 (250%)				
蓋然性方式 (400%)				
フォールバック方式 (1,250%)				
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	268	11	267	11
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	5,159	206	5,627	225

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉 $\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		その他			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製 造 業	241	220	241	220	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	91	90	91	90	-	-	-	-	4	4
漁 業	32	24	32	24	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	92	86	92	86	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	573	838	573	788	-	50	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	4	4	4	4	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	301	300	301	300	-	-	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	4,187	6,624	3	46	60	60	4,124	6,518	-	-
不 動 産 業	587	694	587	694	-	-	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	68	113	68	113	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	179	175	179	175	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	79	97	79	97	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	141	179	141	179	-	-	-	-	15	11
その他の産業	11	-	11	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	545	464	545	464	-	-	-	-	-	-
個 人	2,625	2,552	2,625	2,552	-	-	-	-	5	5
そ の 他	501	529	-	-	-	-	501	529	-	-
業 種 別 合 計	10,261	12,989	5,576	5,832	60	110	4,625	7,047	24	20
1 年 以 下	5,669	4,955	2,018	2,089	-	-	3,651	2,866	-	-
1 年 超 3 年 以 下	1,504	3,645	1,084	1,025	60	60	360	2,560	-	-
3 年 超 5 年 以 下	704	1,736	704	736	-	-	-	1,000	-	-
5 年 超 7 年 以 下	537	880	537	830	-	50	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	897	1,029	897	1,029	-	-	-	-	-	-
10 年 超	234	98	234	98	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	716	646	102	25	-	-	614	621	-	-
残 存 期 間 別 合 計	10,261	12,989	5,576	5,832	60	110	4,625	7,047		

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。また、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	目的使用		その他		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、林業	4	4	-	-	-	-	0	0	4	4	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	-	-	-	-	-	-	9	0	-	-	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	9	13	-	-	-	-	0	0	13	12	-	-
合計	13	17	0	0	0	0	10	1	17	16	0	0

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	815	-	774
10%	-	85	-	148
20%	-	4,120	-	6,515
35%	-	374	-	377
50%	-	-	-	-
75%	-	1,341	-	1,270
100%	-	3,445	-	3,833
150%	-	60	-	55
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
合計	-	10,244	-	12,975

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	139	123						

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

■貸借対照表計上額及び時価等

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	68	—	68	—
合 計	68	—	68	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	25,454	29,399
独立行政法人 住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	25,454	29,399

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

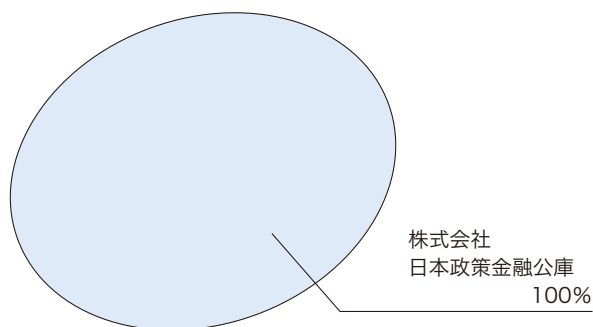
公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

■令和2年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第39期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月24日

宮崎県南部信用組合
理事長 松本 健二

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」等につきましては、会計監査人の監査によらず、当組合監事による監査を受けております。

手数料一覧

(令和3年6月30日現在)

種 類		組 合 員	一 般	
振 込	窓口利用	同一店内	3万円未満 220円 3万円以上 220円	
		他行あて	3万円未満 660円 3万円以上 880円	
	ATM利用		同一店内	3万円未満 無料 3万円以上 55円
		他行あて	3万円未満 330円 3万円以上 550円	
送金	同一店内		220円	
	他行	電信扱	880円	
代 金 取 立	同一店内		無料	
	他 行	同一交換所における手形	220円	
		その他地域	至急扱 880円 普通扱 880円	
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料		880円	
種 類			料 金	
当座預金	小切手帳	1冊 (50枚)	660円	
	約束手形帳	1冊 (50枚)	880円	
自己宛小切手			550円	
通帳証書等再発行			1,100円	
カード再発行			1,100円	
証明書発行手数料	残高証明書	1通	330円	
	融資証明書	1通	330円	
	その他証明書	1通	1,100円	
ATM手数料 (払戻1回につき)		当組合カード	県内信用組合	その他
平日18時まで (土曜14時まで)		無料	110円	110円
平日18時以降 (土曜14時以降)		無料	220円	220円
日曜日・祝日 (出金のみ)		110円	220円	220円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
(ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務
(ロ) 代理業務
(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
(ハ) 地方公共団体の公金取扱業務

内国為替取扱実績

(単位：千円)

区 分	令和元年度末		令和2年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	3,586	2,568,924	3,185	2,138,183
	他の金融機関から	9,325	1,828,773	10,243	2,531,125
代金取立	他の金融機関向け	38	22,332	26	22,201
	他の金融機関から	82	392,736	68	432,284

当組合の子会社

該当事項なし



堀川運河



鵜戸神宮

しんくみの日週間（9月1日から7日）



来店プレゼント



美化運動



しんくみピーターパンカード寄付金贈呈式

2020年度上期しんくみピーターパンカード利用代金に係る寄付金を、青少年の健全育成を目的として令和2年9月3日「社会福祉法人サン・スマイル福祉会」（戸田 博 理事長）に贈呈いたしました。

「しんくみピーターパンカード」は、すべての子供たちとその家族の、こころと身体の健全な育成を支援するカードです。

しんくみピーターパンカードでショッピングすると、ご利用額の0.5%が信組業界の選定したチャリティ関連諸団体やロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティに寄付されます（カードご利用者に負担をかけることはありません）。この寄付金は日本の障害や難病とたたかっている子供たちやその家族への支援活動、および子供たちの健全育成活動に、さらに世界の病気の子供たちに役立てられます。



SDGsの取り組み



再生可能エネルギー研修会

地域活性化（事業者との意見交換）



令和2年6月4日日南市南郷町の若手事業者と意見交換会を開催しました。

地方創生の取組み（信組連携）

令和2年12月4日地方連携協定を結んでいる第一勧業信用組合野村勉理事長、新田信行会長が訪問されました。



事業性評価（ワイガヤ会）



組合役職員と当該企業と自由にディスカッションし、取引先の企業の強みや弱みを浮き彫りにして、少しでも課題解決尽力できる取り組みを行っております。



マンゴーの花

研修会



テレマーケティング研修

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、金融業務を通じて地域の人々の豊かな暮らしづくりのお手伝いをしながら、金融サービス向上に努め、さらに、幅広い活動を通じて地域社会に貢献していくことを目指しております。

また、地域中小金融機関として、地域経済の活性化を総合的に図るため、地域情報ネットワークの要として資金供給者としての役割にとどまらず、地域の各方面との連携のなかで、情報面、人材面でも積極的に役割を担っていくこととしており、平成29年7月第一勧業信用組合との地方連携協定を契機として「地産都消」を推進してまいります。

なお、当組合の経営資源を活用し、地域・業域・職域サービスの充実や文化的・社会的貢献及び取引先への支援活動に積極的に取り組んでまいります。

預金を通じた地域貢献

組合員様からご要望の多い毎年恒例となっている「夏・冬の預金キャンペーン」を実施しました。

組合員様には通常金利より高く優遇金利をご準備し、多くの皆様にご利用いただきました。

また、日南市および串間市との連携による健康作り応援商品（国民健康保険や後期高齢医療の健診受診者向け）に商品化した“健康サポート定期”「たまるくん」や「てげハッピー」も継続して販売致しました。



融資を通じた地域貢献

令和2年11月、独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する覚書を締結致しました。

また、「安心サービス」随時払い型カードローン「おまもりくん」を令和2年10月より発売しました。お客様の普通預金に簡単にセット、お客様をしっかりと守ります。



取引先への支援状況等

- (1) 要注意先等のランクアップへの取り組み
要注意先等のお取引先に対し、経営改善指導や支援によりランクアップへの取り組みを行っております。

- (2) 事業再生支援
経営改善支援・事業再生支援への取組み状況については、経営改善支援の必要性のある債務者に対し、コンサルティング機能、情報提供機能等を活用し、財務管理手法や経費節減に助言、指導を行っております。
- (3) 創業・新事業支援
商工会議所、商工会との連携により、創業・新事業支援に関する情報交換、案件発掘等を行い、また、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫との連携強化を図り、支援強化に努めております。
- (4) 事業承継支援
「宮崎県事業承継ネットワーク」に参画し、商工団体等と連携し事業承継に係る取組みを行っております。
また、事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI（トランビ）」を運営する株式会社トランビと業務提携し、取引先企業への事業承継支援サービスの提供を行っております。

地域・業域・職域サービスの充実

当組合では、次のような取引先のニーズに応じた活動を行っております。

- (1) 顧客の組織化とその活動状況
当組合の取引先と「日南・串間地域活性化プロジェクト会議」を平成29年9月に立ち上げ、ビジネスマッチングや地域経済活性化に関する意見交換会を開催しております。
- (2) 情報提供活動
当組合では、組合員間のビジネスマッチングはもとより、全国信用組合中央協会・全国信用協同組合連合会・第一勧業信用組合を通じた地域情報の積極的な発信を行っております。
- (3) 職域提携
当組合では、平成27年度から職域提携企業との間で覚書を締結し、従業員向け優遇金利預金商品並びに融資商品の提供をさせていただいております。
- (4) 地方公共団体との包括的連携協定
当組合では、平成28年1月日南市との間で地方創生に係る「包括的連携協定」を締結、平成28年5月串間市との間で地方創生に係る「包括的連携協定」を締結し、地方公共団体と連携して地域の課題解決のための取組みを行っております。第一弾として両市に金利優遇「健診サポート定期預金」を提供させていただいております。

文化的・社会的貢献に関する活動

当組合では、次のような文化的・社会的貢献に関する活動を行っております。

- (1) 地域児童生徒に対する交通安全指導を行っております。
- (2) 商工会議所、商工会、商工団体、NPO法人等の行事に参加し、協賛しております。
- (3) 福祉施設等の行事に参加しております。
- (4) 幼稚園、小・中学校の行事に参加しております。
- (5) 清掃活動を通じ、環境の保全・美化に努めております。
- (6) 献血運動に参加しております。
- (7) 地域住民・高齢者との交流及び健康維持促進の一環としてグラウンドゴルフ大会を主催しております。
- (8) 環境問題への取組みの一環として、クールビズ、その他の省エネルギー対策等を実施しております。
- (9) しんくみピーターパンカード利用代金等に係る寄付金を青少年の健全育成を目的に贈呈しています。
- (10) 地域防災の要である消防団員に対して専用ローン「まもるくん」を提供しております。
- (11) 各店舗の地区や市の行事に参加しております。

企業の社会的責任 (CSR) について

信用組合は中小規模の事業を行うものおよび勤労者などの組合員の預金を受け入れ、あるいは必要な資金を供給することなどにより、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的としており、当組合は金融機関として、重い公共的使命が課されていることを認識し、役職員は次の通り行動いたします。

- ▶信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。
- ▶地域経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献いたします。
- ▶あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとるこ

- とのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。
- ▶経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
- ▶職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保いたします。
- ▶資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。
- ▶信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組みます。
- ▶社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底いたします。

地域密着型金融の取組み状況

地域活性化につながる多様なサービスの提供

■文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

- ◎平成30年4月事業性評価の取組みとして企業と役員による「ワイガヤ会」を立ち上げ、令和2年度は2先の事業性評価を実施しました。
- ◎令和2年6月日南市と「地域活性化」のための意見交換会を行いました。
- ◎2020年度上期しんくみピーターパンカード利用代金に係る寄付金を、青少年の健全育成を目的として令和2年9月3日「社会福祉法人サン・スマイル福祉会」(戸田 博 理事長)に贈呈いたしました。

■地域貢献に資する預金・融資商品の提供

- ◎令和2年11月、独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する覚書を締結致しました。

- ◎令和2年10月より安心サービス随時払い型カードローン「おまもりくん」を発売しました。
- ◎令和元年11月日本政策金融公庫との協調融資商品「ベスト！スクラム」を販売しております。
- ◎令和元年8月宮崎県林業・木材産業改善資金の利用が可能となりました。
- ◎令和元年5月農林漁業信用基金(林業信用保証)の利用が可能となりました。
- ◎「日南・串間地域経済活き活きプロジェクト」企業に対して「NKプロジェクトローン」を提供しております。
- ◎日南市との「包括的連携協定」に基づく健診サポート定期預金「たまるくん」の販売しております。
- ◎串間市との「包括的連携協定」に基づく健診サポート定期預金「てげハッピー」を販売しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)					経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組み先 (α)							
		α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	α のうち再生計画を策定した先数 (δ)			
34	3	0	2	1	8.8	0.0	33.3

- 注1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。
 2. 期初債務者数は令和2年4月当初の債務者数です。
 3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
 4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。
 5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

- ◎お客様の状況をきめ細かく把握し、他の金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めて参ります。
- ◎お客様からの融資に関するご相談や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱える問題・課題を十分把握した上で、その解決に向けて努力して参ります。
- ◎コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれのお客様の問

題・課題に応じた最適な解決策を、お客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援して参ります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

金融円滑化法による組織体制を継承し、中小企業支援に向けた態勢整備を図っております。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

「中小企業の経営支援に関する連携協力協定」・「宮崎県中小企業経営支援会議（みやざき経営アシスト）」・「宮崎県事業承継ネットワーク」への参画、「みやざき事業再生ファンド」の組成など、中小企業の経営支援に向けた取組みを行っております。

- 創業・新規事業開拓の支援
実績はありません。
- 成長段階における支援
実績はありません。
- 経営改善・事業再生・業種転換等の支援
経営改善計画書策定に係る支援を3先実施しております。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記

載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

地域の活性化に関する取組状況

- ◎令和2.6日南市南郷町の事業者との意見交換会を開催いたしました。
- ◎令和2.6日南市役所との意見交換会を開催いたしました。
- ◎令和2.10随時返済型カードローン「おまもりくん」を発売しました。
- ◎令和2.10地元事業者を対象に「融資セミナー」を開催しました。H30.8株式会社ハウスプロデュースと包括連携協定を締結いたしました。
- ◎令和2.11独立行政法人福祉医療機構と覚書を締結しました。
- ◎令和2.12取引先企業との事業見直しのための意見交換会「ワイガヤ会」を開催いたしました。
- ◎令和2.12取引先企業同士を仲介する取組みを2回開催いたしました。

店舗一覧（事務所の名称・所在地）

（令和3年6月30日現在）

店名	住所	電話	ATM
本店	〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16	0987-24-0205	1台
南郷出張所	〒889-3204 宮崎県日南市南郷町中村乙8241-2	0987-64-0204	1台
串間出張所	〒888-0001 宮崎県串間市大字西方5624	0987-72-0334	1台
本部	〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16	0987-27-3005	0台

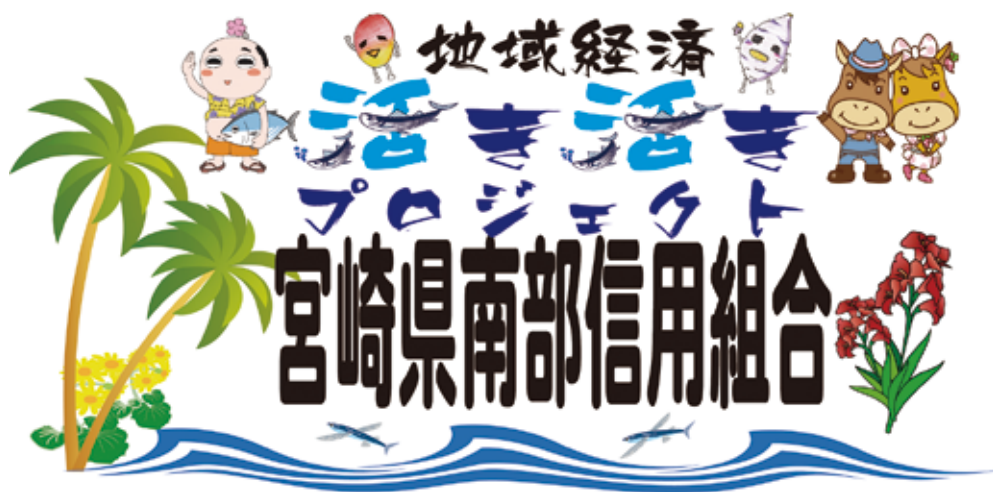
地区一覧

宮崎県内一円

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

ごあいさつ	2	29. 役員取引の状況	9	【財産の状況】
【概況・組織】		30. その他業務収益の内訳	12	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分・償還金処理計算書*
1. 事業方針	2	31. 経費の内訳	9	58. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*
2. 事業の組織*	2	32. 総資産経常利益率*	11	(1)破綻先債権 (2)延滞債権
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	3	33. 総資産当期純利益率*	11	(3)3か月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	27	【預金に関する指標】		59. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*
5. 自動機器設置状況	27	34. 預金種目別平均残高*	13	60. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*
6. 地区一覧	27	35. 預金者別預金残高	13	61. 有価証券、金銭の信託等の評価*
7. 組合員数	3	36. 財形貯蓄残高	13	62. 外貨建資産残高
8. 子会社の状況	22	37. 職員1人当り預金残高	12	63. オフバランス取引の状況
【主要事業内容】		38. 1店舗当り預金残高	12	64. 先物取引の時価情報
9. 主要な事業の内容*	22	39. 定期預金種類別残高*	13	65. オプション取引の時価情報
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	【貸出金等に関する指標】		66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*
【業務に関する事項】		40. 貸出金種類別平均残高*	13	67. 貸出金償却の額*
11. 事業の概況*	3	41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	13	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**
12. 経常収益*	9	42. 貸出金金利区分別残高*	14	69. 会計監査人による監査*
13. 業務純益	9	43. 貸出金使途別残高*	14	【その他の業務】
14. 経常利益(損失)*	9	44. 貸出金業種別残高・構成比*	14	70. 内国為替取扱実績
15. 当期純利益(損失)*	9	45. 預貸率(期末・期中平均)*	12	71. 外国為替取扱実績
16. 出資総額、出資総口数*	9	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	14	72. 公共債窓販実績
17. 純資産額*	9	47. 代理貸付残高の内訳	21	73. 公共債引受額
18. 総資産額*	9	48. 職員1人当り貸出金残高	12	74. 手数料一覧
19. 預金積金残高*	9.13	49. 1店舗当り貸出金残高	12	【その他】
20. 貸出金残高*	9.13.14	【有価証券に関する指標】		75. トピックス
21. 有価証券残高*	9.13	50. 商品有価証券の種類別平均残高*	取扱いなし	76. 当組合の考え方
22. 単体自己資本比率*	9.10	51. 有価証券の種類別平均残高*	13	77. 沿革・歩み
23. 出資配当金*	9	52. 有価証券種類別残存期間別残高*	13	78. 継続企業の前提の重要な疑義*
24. 職員数*	9	53. 預証率(期末・期中平均)*	12	79. 総代会について**
【主要業務に関する指標】		【経営管理体制に関する事項】		80. 報酬体系について**
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	9	54. 法令遵守の体制*	16	【地域貢献に関する事項】
26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支*	9	55. リスク管理体制*	17.18.19	81. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)**
27. 資金運用助定・資金調達助定の平均残高、利息、利回り、資金利率*	11	資料編	20.21	82. 地域密着型金融の取組み状況**
28. 受取利息、支払利息の増減*	9	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	16	83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*



Shinkumi Bank



しんくみ

ちかくにいるから、
チカラになれる。

宮崎県南部信用組合

〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16
TEL: 0987-24-0205 FAX: 0987-24-0233

【本部】

〒889-2541 宮崎県日南市吾田東十丁目8-16
TEL: 0987-27-3005 FAX: 0987-27-3065

ホームページ: <http://www.m-nanbu.shinkumi.jp/>